

倉敷市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年7月10日(水) 午前10時から午前10時19分

2 開催場所 倉敷市西中新田640番地
倉敷市役所 7階701会議室

3 出席委員 21人

会 長 8番 吉田 幸夫 委員

会長代理 2番 野口 國治 委員

会長代理 3番 田邊 洋樹 委員

委 員

1番 武本 章吾 委員	4番 矢野 秀典 委員	5番 三宅 健二 委員
6番 平松 頼雄 委員	7番 安田 茂 委員	9番 岸本 寛吾 委員
10番 三宅 健 委員	11番 古城 茂樹 委員	12番 中西 公仁 委員
14番 藤原 安信 委員	15番 中川 逸実 委員	16番 藤田 壽則 委員
17番 山地 康弘 委員	18番 井上 保邦 委員	19番 香西 英雄 委員
20番 田中 博之 委員	21番 白神 正則 委員	24番 小山 智子 委員

4 欠席委員 3人

13番 難波 朋裕 委員 22番 栗坂 豪 委員 23番 大村 孝志 委員

5 農業委員会等に関する法律第31条(議事参与の制限)に該当した委員

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画について

議案第5号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第2号 農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第3号 農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について

報告第4号 農地法第18条の規定による通知について

報告第5号 農地法第3条の規定による許可の取り止めについて

報告第6号 農用地利用配分計画について

報告第7号 農用地利用集積計画の公告の保留について

7 職務のため会議に出席した職員の職氏名

事務局副参事 塩津 賢一 事務局課長主幹 中村 英樹 事務局主幹 成田 裕次
事務局主幹 小山 八穂子 事務局主任 藤田 寛子 事務局主任 大橋 浩直
事務局主事 矢野 佐世子

8 説明のために会議に出席した者の氏名

なし

事務局 塩津副参事	(開会 午前10時) 皆様おはようございます。 定刻になりましたので、ただ今から7月の総会を始めたいと思います。 総会の議事進行につきましては、倉敷市農業委員会総会会議規則により、議長は会長が務めることになっておりますので、吉田会長、議事進行をよろしくお願いいたします。
吉田会長 (以下「議長」)	ただ今から、令和6年7月の総会を開会いたします。 ただ今の出席委員は21名です。 在任する委員24名の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。 皆様のご協力を得て議事進行させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。 す。 それでは、これより議事に入ります。 まず議事日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。 倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	それでは、議席番号 21 番白神正則委員と議席番号 24 番小山智子委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の大橋主任と藤田主任を指名いたします。 以上で議事日程第1を終わります。 続きまして、議案審議に入ります。 総会議案の1頁をお開きください。 議事日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の説明】 小山です。それでは議案の説明をさせていただきます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」でございますが、1頁から8頁にかけて22件の申請がありました。 権利の種類の内訳は、すべて所有権移転です。 それでは、お手元に配付しております、「農地法第3条許可申請調査票」も併せてご覧ください。 【議案第1号、1番から22番について調査票をもとに説明】 まず1頁1番については、前月保留の案件です。7月開催の倉敷東地区協議会で改めて協議しましたが、譲受人の所有農地の現状について、未だ疑義が解消されないため、継続して保留とのご意見でした。 次に、1頁2番については、前月保留の案件です。7月開催の玉島地区協議会で改めて協議しましたが、申請地の状況について、未だ疑義が解消されていないため、継続して保留とのご意見でした。

次に、3頁10番につきましては、営利を目的としない事業の実施を目的として設立された、NPO法人を譲受人とする所有権移転についての申請で、地域に生活する妊産婦と乳幼児に対する社会貢献を目的として農地を使用するものです。

通常、法人が農地を取得するには、農地所有適格法人であることが必要で、申請法人は農地所有適格法人でないため、農地法第3条第2項第2号の不許可の規定に該当しますが、社会貢献を目的とした農地の取得であり、安心安全な食料の自給と流通を促進し、農業体験により子どもが自然の中で遊び学べる環境を維持すると同時に、父母が地域と連携して朗らかに子育てを行えるコミュニティを創造するという、申請法人の事業目的を達成するために申請地が活用されると認められ、また申請法人は、取得後の農地のすべてについて耕作の事業を行うと見込まれることから、農地法施行令第2条各号（不許可の例外規定）に該当し、許可が相当と判断しました。

その他につきましては、特に問題となるような案件はありませんでした。

このたびの案件について、各地区協議会でご審議いただきましたが、別紙調査票のとおり、1番と2番については保留、10番については農地法施行令第2条各号に該当するので許可、その他については農地法第3条第2項各号に該当しないため、異議なく許可、とのことでした。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

事務局の説明では、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の22件ですが、1番と2番については保留、10番については農地法施行令第2条各号に該当するので許可、その他については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可意見とのことですが、皆さん、ご異議、ご意見はございませんか。

各委員

【異議なしの声】

議長

異議なしということでございますので、議案第1号の、1番と2番は保留、その他の20件について、許可と決定いたします。

続きまして、9頁をご覧ください。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題にします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

【議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の説明】

中村です。説明させていただきます。

議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」でございますが、9頁に4件の申請がございました。

次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第4条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。

【議案第2号、調査票をもとに朗読・説明】

今回申請のありました4件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた4件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第4条第6項各号に該当しないものとして、許可が相当と考えます。

この4件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可のご意見でした。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長

事務局の説明がありましたが、農地法第4条の規定による許可申請の4件について

	許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」の1番から4番について、許可と決定します。 続きまして、10頁をご覧ください。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題にします。 それでは、事務局から議案の説明をお願いします。
事務局	【議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の説明】 中村です。説明させていただきます。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」でございますが、10頁から11頁にかけて6件の申請がございました。 次にこの案件についてですが、調査結果をお手元に配付しております、別添の「農地法第5条許可申請調査票」に記載しておりますので、参照してください。 【議案第3号、調査票をもとに朗読・説明】 今回申請のありました6件についてですが、特に問題はなく許可意見とのことでした。また、許可意見とされた6件につきまして許可基準からみた検討状況につきまして、農地法第5条第2項各号に該当しないものとして、許可が適当と考えます。 この6件につきまして、各地区協議会でご審議いただきましたが、転用目的どおり施工されると認められるので、異議なく許可とのご意見でした。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明がありましたが、農地法第5条の規定による許可申請の6件は、全件許可意見とのことですが、皆さん、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」の1番から6番については、許可と決定します。 続きまして、12頁をご覧ください。 議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第4号「農用地利用集積計画について」の説明】 藤田でございます。それではご説明させていただきます。 議案第4号の「農用地利用集積計画について」でございますが、1点訂正がございます。 お手元に訂正表のとおり、利用権を設定する者が亡くなったことにともない、相続人に訂正をしております。 今回、14頁から19頁にかけて31件の貸借権設定及び1件の所有権移転が、農業委員会に提出されました。 まず、貸借についてご説明いたします。権利の種類の内訳は、賃貸借が8件、使用

	貸借が31件でございます。 また、利用期間につきましては更新が15件、新規が16件でございます。 今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農地中間管理機構の仲介によるものが14件、農地所有適格法人によるものが1件、その他は個人でございます。 借り手は耕作に必要な面積の下限を満たしており、農業専従者は、1人以上確保され、必要な農機具も所有しており、書類上の不備もございませんでした。 次に、19頁の所有権移転についてご説明いたします。 本件は公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（農地中間管理機構）が行う農地売買等事業による所有権移転でございます。 この（農地売買等）事業は、農業経営基盤強化促進法第7条に基づき公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団（農地中間管理機構）が実施する事業で、公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が農用地等を買入れ、認定農業者等に売渡しを行うことで、農業経営の規模拡大、農地の集約化を促進する事業でございます。 土地の所在は真備町下二万地内の農地で、倉敷市真備町下二万の■■■■氏が公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団から買い入れるもので、引渡時期は令和6年7月25日を予定しております。 本件は、当該事業の定める基準を満たしており、書類上の不備もありませんでした。 議案第4号の各案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、貸借及び所有権移転の計32件すべて承認が相当と判断いたします。 なお、各地区協議会でご審議いただきましたが、すべて異議なく承認とのご意見でした。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局の説明では、議案第4号「農用地利用集積計画について」は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たすものとして、全件承認とありますが、皆さんご異議、ご意見はございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第4号は、全件承認といたします。 続きまして、20頁をご覧ください。 議案第5号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について」です。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	【議案第5号 農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断についての説明】 成田です。議案第5号「農地法第2条第1項の農地に該当するか否かの判断について」説明させていただきます。 20頁から21頁にかけての56筆の案件であります、これにつきましては、令和5年度利用状況調査によって、B分類と判断された筆とその周辺で山林化の進んでいる農地も加えて判定をおこなったものです。改めて農業委員・推進委員3人で確認していただきました山地地区の56筆について、「農地法第2条第1項の農地」に該当しない、いわゆる非農地と判断するものであります。 去る7月5日に開催されました倉敷東地区協議会では、異議なしとのことでありました。

	ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局から説明がありましたが、議案第5号につきましては、承認することに皆さん、ご異議ございませんか。
各委員	【異議なしの声】
議 長	異議なしということでございますので、議案第5号については承認とします。
	審議案件は以上です。ここからは、報告案件です。 報告第1号から、報告第7号までを、事務局で一括して報告・説明をお願いします。
事務局	【報告第1号から第7号について報告・説明】 矢野です。報告いたします。 22頁をお開きください。 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、22頁から31頁にかけて28件の届出がありました。 本件は農地法等の許可を要しない権利移動について、届出書が提出されたものでございます。 次に32頁をお開きください。 報告第2号「農地法第4条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、32頁から34頁にかけて16件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。 次に35頁をお開きください。 報告第3号「農地法第5条の規定による届出に係る専決処分の報告について」でございますが、35頁から40頁にかけて34件の市街化区域内農地に係る転用届出が農業委員会に提出されました。 次に41頁をお開きください。 報告第4号「農地法第18条の規定による通知について」でございますが、41頁に5件の通知が農業委員会に提出されました。 以上1号は相続等による所有権、賃借権の取得に係る許可を要しない届出であり、2号から4号につきましては、地区担当の委員さんにご確認頂き、事務局長専決で事務処理を完了しております。 次に、42頁をお開きください。 報告第5号「農地法第3条の規定による許可の取り止めについて」でございますが、42頁に1件の取り止め届が農業委員会に提出されました。 次に43頁をお開きください。 報告第6号「農用地利用配分計画について」でございますが、7件の利用配分計画が岡山県知事により認可されました。 本件は、農地中間管理機構である公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団が農地中間管理権を取得した農地において、借り手の変更により権利が移転されたもので

	ございます。 次に44頁をお開きください。 報告第7号「農用地利用集積計画の公告の保留について」でございますが、令和6年5月総会で承認をいただきました、農用地利用集積計画94件のうち57番の玉島長尾の案件につきまして、所有者側から利用権設定の撤回の申し出があり、令和6年5月31日付で予定していた公告を保留しております。 現在、和解の仲介の申立が出ており、玉島地区協議会で仲介委員の氏名をさせていただきました。今後は仲介を実施していくことになっております。 報告案件については以上です。 ご確認のうえ、ご了承をお願いします。
議 長	事務局から報告がありましたが、ただいまの報告案件について、何かご質問がありますか。
各委員	【質問なしの声】
議 長	ご質問がないようですので、報告第1号から報告第7号については、すべて確認、了承いただきました。 以上で、すべての議案審議、報告が終わりました。 事務局から何かありますか。
事務局	【事務局から連絡事項を伝える】 事務局から連絡事項をお伝えします。 (次回総会の日程案内など連絡) 以上です。
議 長	ありがとうございました。 皆様方には公私にわたり、ご多忙の中を総会にご出席をいただき、誠にありがとうございました。 皆様のご協力を得て無事、議事進行をすることができました。 次回総会は8月14日(水)です。 ご出席のほど、よろしくお願いいたします。 それでは、これにて散会いたします。 (閉会 午前10時19分)

倉敷市農業委員会総会会議規則第12条第3項の規定により署名・押印をする。

令和6年7月10日

倉敷市農業委員会

会長

署名委員

署名委員

